

登校届

(学校感染症及び流行性疾患登校届)

※医療機関受診後、保護者の方が
ご記入の上、提出してください。

第二小学校長

年 組 児童氏名

上記の者は、以下により療養等をしていましたが、出席停止期間を経過しましたので、
本届を提出いたします。

※該当する病名欄に○印をつけてください。

○印	病名	出席停止期間の基準
	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から2日を経過するまで
	百日ぜき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良ければ登校可
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可
	感染性（ウイルス性）胃腸炎（ノロ・アデノウイルス等）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可
	带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
	その他（ ）	

※上記以外の学校感染症及び出席停止期間の数え方については、裏面を参考にしてください。

受診した医療機関名	
上記学校感染症の診断を受けた日	令和 年 月 日
登校許可日（登校を再開する日）	令和 年 月 日

記入日：令和 年 月 日

保護者氏名（自署）

※保護者の皆様へ

- 学校は、児童・生徒が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐために、回復するまではしっかり療養をしてください。
- 療養後登校するにあたっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合には、それに従ってください。
- 医療機関の診断に従い、保護者の方が登校届の記入をし、登校再開日に学校へ提出をお願いします。